

幸田町公告第 76号

一般競争入札(電子入札)を次のとおり行う。

令和8年10月20日

幸田町長 成瀬 敦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 番 号 26100
- (2) 工 事 名 公共下水道築造工事 026国枝(第4工区)
- (3) 路線・施設名等 中部第1処理分区
- (4) 工 事 場 所 幸田町大字野場 地内
- (5) 工 期 契約日の翌日から令和9年3月19日まで
- (6) 工 事 概 要 工事延長L=511.7m、管きょ延長(PEφ150)L=496.3m、管きょ延長(VUφ200)L=8.7m、管きょ延長(VUφ250)L=3.0m ほか

<入札方法>

- (1) あいち電子調達共同システム(CALS/EC)の利用
本公告に係る工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出及び入札の手続きを、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)(以下「電子調達システム」という。)上の電子入札システムで行います。(以下「電子入札」という。)
- (2) ポータルサイト
電子入札システムは、以下のポータルサイトにアクセスして使用します。利用規約及び操作手引書等を熟読しておいてください。
URL <http://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>
- (3) 実施方法
電子入札の実施については、幸田町電子入札実施要綱(以下「電子入札要綱」という。)及び幸田町一般競争入札実施要綱により行います。電子入札要綱、契約条項及びその他書類等は幸田町ホームページより入手できます。
URL (<http://www.town.kota.lg.jp/>)
- (4) 紙入札について
ICカードの再取得手続き中等、電子入札要綱第8条第2項の規定に該当し、紙入札での参加を希望する者は、「19 問合せ先」に電話で連絡し、指示を受けるものとします。紙入札で参加できる者は、現にICカードを保有している者に限ります。

2 入札参加資格要件

一般競争入札に参加できる者は、次に定める要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。

- (2) 公告の日から落札決定までの間に、「幸田町が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 公告の日から落札決定までの間に、幸田町指名停止取扱要領に基づく入札参加停止処分を受けている期間にない者であること。
- (4) 建設工事について、当該建設工事の種類別に、幸田町競争入札参加資格者名簿（令和８・９年度）に登録されている者であること。
- (5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、本町の入札参加資格の再認定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、本町の入札参加資格の再認定を受けていること。
- (7) 幸田町一般競争入札参加資格証 土木工事 甲Ａ種 丙種の付与を受けているもの。（町内に本店又は支店等を有しており、総合点数が７２０点以上かつ特定建設業の認可を受けたもの。）

3 設計図書等の閲覧について

<設計図書等の閲覧>

設計書、設計図及び仕様書等（以下「設計図書」という。）は、次により閲覧に供します。

(1) 閲覧期間

令和８年１０月２０日（火）から令和８年１１月６日（金）まで
（閉庁日を除く。）

(2) 閲覧時間

午前８時３０分から午後８時まで

(3) 閲覧場所

入札情報サービス（入札公告）

4 競争参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書に必要な事項を事項を入力し送信してください。

なお、競争入札参加資格の適否については、令和８年１０月２３日（金）までに電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付します。

(1) 提出期間

令和８年１０月２０日（火）から令和８年１０月２１日（水）まで
（閉庁日を除く。）

(2) 提出時間

電子入札システムの稼働時間（最終日は午後５時まで）

(3) 提出場所

幸田町役場企画部財政課

(4) その他

申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

5 設計図書に関する質問及び回答

入札参加資格を確認された者（以下「入札参加者」という。）で設計図書等に対して質問がある場合は、質問書を次によりＥメールで提出してください。

(1) 提出期間

令和8年10月20日（火）から令和8年10月29日（木）まで
（閉庁日を除く。）

(2) 提出時間

午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時まで

(3) 提出場所

幸田町役場企画部財政課

TEL：0564-63-5155 E-mail：zaisei@town.kota.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問を受け付けた日から2日（閉庁日を除く。）以内に回答します。なお、質問内容が入札参加者全員を対象とする場合は、全員にその回答内容を連絡します。

6 入札保証金

免除とします。

7 入札執行の日時及び場所

(1) 入札書及び工事費等内訳書の提出期間

令和8年11月4日（水）	午前8時30分	から
令和8年11月5日（木）	午後5時00分	までのCALS/ECの稼動時間

(2) 入札場所

電子入札システム

(3) 開札日時

令和8年11月6日（金） 午前8時30分から

(4) 場 所

電子入札システム

8 入札執行の留意事項

(1) 入札は、電子入札で行うものとし、郵送又は電送によるものは受けません。

(2) 入札の回数は1回とします。

(3) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載してください。

(4) 入札参加者は、入札書に記載される入札金額と同額の工事費等内訳書を提出しなければなりません。

9 予定価格等

(1) 予定価格

金26,777,300円

（消費税及び地方消費税相当額を含む価格）

（入札比較価格）

金24,343,000円

（消費税及び地方消費税相当額を除く価格）

＊最低制限価格の設定がある工事です。

10 落札者の決定方法

予定価格以下（最低制限価格がある場合は予定価格と最低制限価格の範囲内）で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

11 入札の取りやめ等

入札に関して事故又は事前の談合情報と応札結果が一致するなど不正な行為等の疑いがあるときは、入札の延期及び取りやめをすることがあります。

12 入札の無効

幸田町契約規則第 11 条に該当する場合及び電子入札要綱第 12 条に該当する入札は、無効とします。

13 契約条項を示す場所、期日

(1) 場 所

幸田町役場企画部財政課

(2) 期 日

入札の公告をした日から入札の前日まで

14 建設リサイクル法関連

建設リサイクル法の対象工事となりますので、発注者と協議が必要です。

15 契約書作成の要否

必要とします。

16 契約保証金

落札者は、契約金額が 1,000 万円以上の場合、幸田町契約規則第 29 条の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額の契約保証金を納めていただきます。

17 前金払

予定価格が 500 万円以上の工事については、幸田町公共工事に係る前金払取扱要綱により前金払及び中間前金払を請求することができます。前金払の額については、請負金額の 10 分の 4、中間前金払の額については、10 分の 2 の割合を乗じて得た額以内とします。

18 その他

(1) 公告に記載していない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、幸田町契約規則、幸田町一般競争入札実施要綱等の定めるところによります。

(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、幸田町指名停止取扱要領に基づき、指名停止を行うことがあります。

(3) 本件契約に関し、談合、贈賄等不正行為の事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償請求に併せて本件契約を解除することがあります。

19 問合先

〒444-0192 額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1

幸田町企画部財政課

TEL : 0564-63-5155

FAX : 0564-63-5139

E-mail : zaisei@town.kota.lg.jp